

「鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金」のご案内

この制度は、「中小企業退職金共済制度」に新規・追加加入する中小企業者に対する補助制度で、中小企業の退職金づくりを支援するものです。

○ 補助の対象者は次のすべてに該当する事業者です。

- ① 鹿沼市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例第2条第2号に規定する中小企業者
- ② 市内に所在する中小企業の事業所、事務所、工場等であること
- ③ 従業員50人以下であること

○ 補助制度の内容は、次のとおりです。

1	対象となる共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済制度 ・ 建設業退職金共済制度 ・ 林業退職金共済制度 ・ 清酒製造業退職金共済制度
2	補助対象の要件	<p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日以降の新規加入者で、申請の前年度に12か月連続して加入し、掛金を完納していること【注1】【注2】 ② 市税を滞納していないこと
3	補助額	<p>従業員1人につき12,000円 (同一従業員につき1回のみ補助となります) ※1事業所あたり30万円を限度</p>

【注1】平成30年度は、平成29年4月に新規・追加加入し、平成30年3月分までの12か月分の掛金の納付が済んでいる事業所が補助の対象となります。

〔平成29年5月分から掛金の支払いを始めた従業員の分については、平成30年4月分までの12か月分の掛金の支払いが済んでいれば、平成31年度の補助金の該当となります。市への補助金の申請は平成31年6月となります。〕

【注2】補助金を申請する時点で、該当する従業員がすでに退職している場合でも、12か月連続して加入・納付が済んでいれば、補助の対象となります。

○ 申請の流れは以下のとおりです。

4月～6月末日 交付申請 交付申請 ※事業所による手続きです。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 共済掛金内訳書
- ③ 補助金等交付請求書
- ④ 申請する事業所の「市提出用納税証明書」

〔①～③は市のホームページからダウンロードすることもできます。
④は市役所3番窓口、各コミュニティセンターで無料でとることができます。〕

市による審査

9月末以降 交付（不交付）決定 ※市から事業所へ通知を出します。

補助金交付（口座振込）

★★★申請・問合せ先★★★
〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市役所 経済部 産業振興課 商工振興係
TEL: 0289-63-2182